

若者応援定住促進業務委託
仕 様 書

高 松 市
政 策 局 政 策 課

若者応援定住促進業務委託仕様書

本仕様書は、高松市（以下「本市」という。）が行う若者応援定住促進業務委託（以下「本業務」という。）に適用します。

1 業務の目的

本市では、本市から転出した若者に対し、地元の情報や地元企業の情報発信を継続しながら、本市への愛着や本市とのつながりの維持を目指し、将来的な関係人口の創出や定住を促すものです。

2 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

3 業務の概要

本業務の概要は、次のとおりとします。

- (1) データベースの構築
- (2) サイトの構築
- (3) 高松市公式LINEと登録フォームの構築と連携
- (4) 情報発信
- (5) 特産品活用型登録促進業務

4 業務の実施内容

本業務の実施内容は、次の(1)～(5)に掲げるものとします。

(1) データベースの構築

本市出身者にプラットフォームへの会員登録を促すことで、データベースを構築してください。会員の属性や行動データの統計情報を蓄積し、アンケート等による調査・分析や的確な情報発信を行ってください。

(2) サイトの構築

プラットフォーム会員が閲覧できるWebサイトの構築を行ってください。本市の紹介ページを設け、本市出身者に本市の歴史や魅力、最新情報等を伝え、シビックプライドを醸成させる内容としてください。

(3) 高松市公式LINEと登録フォームの構築と連携

プラットフォームの会員情報に高松市公式LINEが用いられるよう、登録フォームの構築と連携を行ってください。データベースの管理方法の容易化、使用率や開封率の高いツールであるLINEを用いることで、効果的な情報発信を行ってください。

(4) 情報発信

構築したWebサイトや其他媒体において、自治体情報や観光・イベント情報、Uターンフェア、企業紹介等の情報を発信してください。発信する情報は、堅い印象の行政情報ではなく、より身近な情報発信を行い、本市出身者が本市外に転出したとしても、負荷なくふるさとを思い出せる内容としてください。

(5) 特産品活用型登録促進業務

本市イベントとの連携や、プラットフォームへの会員登録を増加させる取り組みとして、県外で生活する本市出身者への応援メッセージを添えた特産品（ふるさとを思い出せる品）をお届けする仕組み等を導入し、登録者に対する魅力的な価値提供を図ってください。

(6) 付加提案

上記（１）～（５）以外の項目について、業務の円滑な遂行に必要な場合は、提案し、可能な範囲で弾力的に支援を行ってください。

なお、付加提案は、本業務の事業規模金額の範囲内で実施するものとします。

5 業務スケジュール（予定）

業務のスケジュールは、次のとおりとしますが、協議により変更する場合があります。

時期	内容
R 8. 4～5月	業務委託公募提案の実施
R 8. 6月下旬	業務委託事業者の選定、締結
R 8. 8月	データベース構築
R 8. 9月	サイトの構築
R 8. 10月	高松市公式LINEと登録フォームの構築と連携
随時	構築したWebサイト等での情報発信
R 9. 2月	特産品活用型登録促進（特産品等のお届け）
R 9. 3月	業務実施報告

6 企画提案書記載要件

企画提案書には、次の各項目の内容について具体的に記載してください。

- (1) 本業務全体に関する考え方
- (2) 本業務の実施により、本市が目指すべき姿
- (3) 事業スキーム案を検討し、企画提案をするに当たって基礎とした情報
- (4) 具体的な業務スケジュール
- (5) 業務の実施体制、役割分担、本業務に携わる者の業務実績、実務経験年数
- (6) 本業務のK P Iを設定してください
- (7) その他、本仕様書に定める事項以外で、弾力的な対応や、その他本事業に必要又は有効で、かつ、実施可能である提案があれば記載してください。

7 業務の完了

受注者は、業務の実施内容をまとめた「業務実施報告書」を作成し、データ形式で提出し、本市の検査をもって、本業務の完了とします。

8 委託料の支払方法

委託料の支払は、業務完了後の一括払いとする。受注者は、業務完了後、本市の検査を受け、検査合格後に適法な請求書を提出するものとして、本市は請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

9 仕様書の確定

本仕様書については、企画競争の結果により、選定された事業者と協議の上、必要に応じて、修正した後、確定するものとします。

10 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項については、本市と受注者で協議の上、定めます。

11 その他

- (1) 受注者は、業務責任者をもって秩序正しい業務を行わせてください。
- (2) 受注者は、常に本市と緊密な連絡を取り、適宜、十分な打ち合わせを行うとともに、作業の途中において中間報告を求められた時は、直ちに報告を行ってください。
- (3) 受注者は、本業務の遂行に当たっては、十分な注意を払ってください。また、明ら

かな瑕疵により発注者に損害を与えた場合は、その損害額を補償することとします。

- (4) 受注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、個人情報の取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ってください。
- (5) 本業務の実施に伴い必要となる費用は、原則として、受注者の負担とします。
- (6) 受注者は、本業務の履行に当たり、関連する法令等を遵守してください。
- (7) 本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせることはできません。「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断のことを指します。
- (8) 受注者は、本業務実施において事故等が発生したときは、その原因・経過及び被害の内容を、速やかに発注者に報告してください。また、受注者は当該事故について一切の責任を負い、損害賠償等の請求があった場合は、一切を受注者の責任において処理するものとします。
- (9) 受注者は、本業務の履行に伴い得た個人及び企業等に関する情報について、その取扱い及び保管を慎重に行い、破損及び滅失、盗難等のないよう責任を持って管理を行うとともに、業務上必要であっても高松市の承諾なく複製又は貸与してはなりません。また、この契約が終了し、又は解除された後、直ちに高松市に引き渡してください。